平成２４年（フ）第１４９号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1258番地
債務者　椙浦登美子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１６２号
滋賀県彦根市高宮町792番地１　308号
債務者　山田　洋幸
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４７号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目13番地　県営住宅河北団地２棟36号
債務者　伊藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第７３号
鳥取県米子市河崎1747番地　市住104号
債務者　丸山　智明
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４９９号
広島市中区土橋町４番19―504号
債務者　荒谷　　毅
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６７８号
広島市安芸区矢野西１丁目８番３―５号
債務者　前田　　環
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９８号
広島市東区戸坂山崎町２番55―203号
債務者　天倉　康博
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９９号
広島市東区戸坂山崎町２番55―203号
債務者　天倉　邦子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３８号
広島市安佐南区大町東１丁目14番31号
債務者　砂田　由夏
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６９号
広島市西区草津東１丁目11番24号
債務者　宮﨑　育枝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
山口県下関市豊北町大字阿川3706番地１、前住所山口県下関市秋根新町７番６―1106号
債務者　毛利彰男こと　毛利　康雄
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
山口県下関市豊北町大字阿川3706番地１、前住所山口県下関市秋根新町７番６―1106号
債務者　毛利八重子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第８６号
愛媛県今治市鯉池町３丁目２番４号
債務者　門田　幸二
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３６３号
福岡県小郡市三沢1221番地８
債務者　森山夜梨子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３６５号
福岡県小郡市三沢1221番地８
債務者　森山　博幸
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３２４号
大分市大在浜２丁目12―22　R49番館203、住民票上の住所大分市大字賀来1200番地の36コーポふちのⅡ205
債務者　荒川真裕美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４号
鹿児島県霧島市隼人町姫城３丁目151番地セジュールブーケB102
債務者　冨田　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
鹿児島県姶良市平松7659番地パームビーチ重富302号
債務者　鵜木　和子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係